

広島県告示第四百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤田 雄山

名称	指定介護予防サービスの事業者		名称	介護予防サービス事業所		サービスの種類	指定年月日
	主たる事務所の所在地	事業所		名称	所在地		
特定非営利活動法人コアジスト協会	広島市安芸区船越南三丁目一五―一―二〇一	特定非営利活動法人コアジスト協会ヒューマンサポートセンター	広島市中区竹屋町五―一〇―二〇二	介護予防訪問介護	平成二〇年三月一日		
医療法人社団 神田会	尾道市神田町二番二四号	医療法人社団 神田会木曾病院	尾道市神田町二番二四号	介護予防通所リハビリテーション	平成二〇年三月一日		
福山医療生活協同組合	福山市木之庄町三丁目六番一〇号	福山医療生活協同組合デイサービスすみれ	福山市木之庄町三丁目六番一〇号	介護予防通所介護	平成二〇年三月一日		
株式会社龍星	大竹市木野二丁目一〇〇番	有料老人ホーム秀東館若竹	大竹市木野二丁目一〇〇番	介護予防特定施設入居者生活介護	平成二〇年三月一日		
株式会社ドエル	東広島市志和町志和東一二〇―一―番地の一	ドエル東志和訪問介護事業所	東広島市志和町志和東一二〇―一―番地の一	介護予防訪問介護	平成二〇年三月一日		